

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建設工事)

次のとおり競争参加資格確認申請書の提出を招請します。

平成 27 年 1 月 27 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 菅原 秀夫

◎調達機関番号 420 ◎所在地番号 13

1 工事概要等

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 高速 1 号羽田線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)更新工事

(3) 工事場所 東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで

(4) 工事内容 下記の実施設計及び施工

実施設計 設計延長 L=約 1,900m

橋梁上部工 一式

橋梁下部工 一式

土工部嵩上げ工 一式

迂回路工 一式

道路付属物工 一式

水管橋構造改良工 一式

仮設工 一式

施工内容 工事延長 L=約 1,900m

橋梁上部工 一式

橋梁下部工 一式

土工部嵩上げ工 一式

迂回路工 一式

道路付属物工 一式

構造物撤去工 一式

水管橋構造改良工 一式

仮設工 一式

(5) 工期 契約締結日の翌日から平成 38 年 9 月 30 日まで

ただし、工期短縮に係る技術提案があった場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された工期とする。

(6) その他

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して、技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者(以下「技術提案者」という。)と技術提案書の内容に係る技術対話を実施し、技術審査において技術評価点が最も

高い者を優先交渉権者として選定し、次に優先交渉権者から工事費内訳書を受け付け、価格交渉を行った後、予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する「技術提案審査・価格等交渉方式」の試行対象工事である。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行う。

- ② 本工事は、契約締結後においても施工方法等の提案を受け付けることを可能とする「契約後VE方式」の対象工事である。
- ③ 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。本方式の実施に当たっては、「高速1号羽田線（東品川棧橋・鮫洲埋立部）更新工事における総価契約単価合意方式実施要領」に基づき、単価等を個別に合意する「単価個別合意方式」によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
- ④ 本工事は、共同企業体を結成し競争参加をする場合、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体（以下「異工種JV」という。）による参加を認める工事である。
- ⑤ 本工事は技術提案に基づいた設計及び施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」の対象工事である。
- ⑥ 技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
 - ・ 工事的目的物（迂回路を含む）の構造・施工方法（水管橋の構造は除く。）

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定（競争参加不適格者）に該当しない者であること。
- (2) 下記の「①土木工事を施工する者」「②鋼橋工事を施工する者」及び「③プレストレストコンクリート橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体又は該当する要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）若しくは異工種JVであること。

特定JVの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」の工事種別のうち本体構造及び迂回路の提案構造に対する1つの工事種別によることとし、構成員は最小2者、最大5者とする。

異工種JVの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」の工事種別のうち本体構造及び迂回路の提案構造において必要な工事種別のみを組み合わせとし、各工事種別を担当する構成員は最小1者、最大5者とする。構成員の総数は最小2者、最大15者とする。

① 土木工事を施工する者

- i) 首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価

点数)が1,200点以上であること。なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること。

ii) 平成11年度以降に、以下に掲げる工事の実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、土木工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員(代表者を含む。以下同じ。)としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定JVの代表者若しくは異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる2つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する施工法(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)

イ 特定JVの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する施工法(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)

② 鋼橋工事を施工する者

i) 首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150点以上であること。

ii) 平成11年度以降に、以下に掲げる工事の実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、鋼橋工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定JVの代表者若しくは異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる2つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋における工場製作(歩道橋を除く。)

- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)

イ 特定JVの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋における工場製作(歩道橋を除く。)

- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)

③ プレストレストコンクリート橋工事を施工する者

i) 首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること。

ii) 平成11年度以降に、以下に掲げる工事の実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、プレストレストコンクリート橋工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定JVの代表者若しくは異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる2つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)

- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)

イ 特定JVの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)

- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)

(3) 現場代理人及び統括技術者(異工種JVに限る。)並びに次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者(以下「配置予定技術者」という。)を契約締結日の翌日までに配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は必要な期間に本工事に専任で配置できること。配置の必要な期間は、契約締結後の実際

の施工期間とする。

異工種JVの場合に限り、全体の工程管理、異なる工事種別の工事(以下「各工事」という。)間の工事調整等を行う統括技術者を、現場着手から工事完了まで本工事に専任で配置すること。

設計管理技術者は、設計における全体の工程管理、各工事間の調整等を行うこと。

工事の中断、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は平成28年2月1日(月)を予定している。

① 土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による技術検定のうち、1級土木施工管理に関する検定種目に合格した者(以下「1級土木施工管理技士」という。)

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条及び技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第11条の規定による第二次試験のうち、[建設部門(土質及び基礎)]又は[総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)]に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ 平成11年度以降に以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、土木工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する施工法(本体構造のうち橋梁範囲)による土木工事(歩道橋を除く。)

② 鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア 1級土木施工管理技士

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条及び技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第11条の規定による第二次試験のうち、[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者(以下「[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]」という。)

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ 平成11年度以降に以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、鋼橋工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場

合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)による鋼橋工事(歩道橋を除く。)

③ プレストレストコンクリート橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア 1級土木施工管理技士

イ 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ 平成11年度以降に以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、プレストレストコンクリート橋工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

- ・提案する構造形式(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)
- ・提案する架設工法(本体構造のうち橋梁範囲)によるプレストレストコンクリート橋工事(歩道橋を除く。)

④ 2(3)①、2(3)②及び2(3)③において監理技術者は、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

⑤ 異工種JVの場合は、土木工事を担当する者の中から2(3)①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼橋工事を担当する者の中から2(3)②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、プレストレストコンクリート橋工事を担当する者の中から2(3)③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体又は特定JVの場合は、2(3)①、2(3)②及び2(3)③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

⑥ 土木工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア 技術士[建設部門(土質及び基礎)]の資格を有する者

イ 技術士[総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)]の資格を有する者

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑦ 鋼橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者

イ 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ⑧ プレストレストコンクリート橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
 - イ 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
 - ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑨ 設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
 - イ アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- (4) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務
- (5) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (6) 見積りに参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(詳細は「説明書」に記載)。
- (7) 特定JVを構成する場合には、以下に掲げる事項を全て満たしていること。
- ① 特定JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
 - ② 特定JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
 - ③ 特定JV全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
 - ④ 特定JVの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
- (8) 異工種JVを構成する場合には、以下に掲げる事項を全て満たしていること。
- ① 異工種JVの構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
 - ② 異工種JVの構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
 - ③ 異工種JVの代表者は、構成員において決定されたものとする。
- (9) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則(平成 17 年準則第 22 号)に基づく競争参加停止を受

けていないこと。

- (10) 技術提案構造と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去2年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去1年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
- (11) 首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成24年度及び平成25年度の2年間連続して60点未満である者でないこと。

3 技術提案書等に関する事項

(1) 技術提案書等作成説明会

技術提案書、申請書等の作成説明会(以下「作成説明会」という。)を次の要領で行う。

- ① 日時：平成27年2月2日(月)午前10時00分から正午まで
- ② 場所：〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号(日土地ビル10階)
首都高速道路株式会社 会議室
- ③ 参加申込方法：作成説明会に参加を希望する場合は、書面(別記様式第6)を申込先へ持参又は郵送することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。
- ④ 申込期間：平成27年1月28日(水)から平成27年1月30日(金)までの毎日、午前10時から午後4時までの正午から午後1時までの時間を除いた時間。郵送による申込みの受領期限は、平成27年1月30日(金)午後4時必着とする。
- ⑤ 申込先：5に同じ。なお、持参に当たっては、事前に担当課までその旨連絡すること。作成説明会において、5(4)②に示す図書は配布しない。参加者は持参のこと。

(2) 技術提案書等の提出

技術提案書の作成に当たっては、「説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「説明書」に示す様式により提出すること。なお、技術提案書(3(3)の最終技術提案書を含む。)は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造・施工方法として適正であるものとする。

(3) 技術対話

提出された技術提案書を踏まえ、技術対話を実施する。

技術対話は、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行う。

技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設ける。また、発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

なお、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となる改善は求めない。

(4) 最終技術提案書等の提出

技術提案書の内容に係る技術対話の結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

また、最終技術提案対象部分の数量総括表を作成し提出すること。なお、数量総括表は価格交渉準備の基礎資料とするため提出を求めるものであり、最終技術提案書の評価に用いるものではない。

(5) 最終技術提案書の評価

最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。

- ① 現場施工に関する工夫
 - ② 構造仕様に関する工夫
 - ③ 周辺環境への配慮
- (6) 「説明書」に定めるところにより、技術提案書等の作成費の一部を支払う。
- (7) 優先交渉権者の選定
3(5)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知し、3(8)の価格交渉を行う。また、次点以降の者の順位についても決定し、結果を通知する。
- (8) 工事費内訳書の提出
3(7)により決定した優先交渉権者は3(4)で作成した最終技術提案書に対応した工事費内訳書を提出する。
- (9) 価格交渉
価格交渉は、提出された最終技術提案書及び工事費内訳書に関して各種前提条件を確認し、工事費内訳書について価格等の交渉を行う。
価格交渉を通じて、工事費内訳書について改善の余地がある場合には、優先交渉権者は工事費内訳書の見直しを行う。
価格交渉において、工事費内訳書の内容を変更する場合は、速やかに交渉価格書を提出すること。なお、交渉価格書の金額は、提出された工事費内訳書の総額以下でなければならない。
工事費内訳書の総額が参考額に対して著しく乖離がある場合で改善の余地がない場合は、価格交渉を不成立とする。
価格交渉が不成立の場合は、次点の技術提案書を提出した者を優先交渉権者として選定して価格交渉を行う。以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行う。
価格交渉が成立した場合は、その内容に基づき、後日見積合わせを行う。

4 契約の相手方の決定方式等に関する事項

- (1) 予定価格の作成
技術提案に基づく、技術対話、技術審査及び価格交渉の結果を踏まえ、予定価格を定める。
- (2) 契約の相手方の決定方法
優先交渉権者は、価格交渉が成立した場合、見積書を作成し5(7)①で指定する期日までに提出すること。見積金額は提出された工事費内訳書(交渉価格書を提出した場合は交渉価格書)の総額以下の金額でなければならない。
提出された見積金額が本工事の予定価格の制限の範囲内である場合に契約の相手方とする。

5 見積り等

- (1) 担当課 首都高速道路株式会社 財務部 契約課
〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号(日土地ビル8階)
電話 03-3539-9319(ダイヤルイン)
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

平成 27 年 1 月 27 日(火)から平成 27 年 2 月 23 日(月)までの毎日、午前 10 時から午後 4 時までの時間のうち、正午から午後 1 時を除く時間。ただし、平成 27 年 1 月 27 日(火)は午後 1 時以降とする。5(1)に示す担当部局まで持参すること。

(3) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

平成 27 年 3 月 3 日(火)から平成 27 年 4 月 13 日(月)までの毎日、午前 10 時から午後 4 時までの時間のうち、正午から午後 1 時を除く時間。5(1)に示す担当課まで持参すること。

(4) 「説明書」等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 平成 27 年 1 月 27 日(火)から平成 27 年 2 月 23 日(月)まで

② 「説明書」等(説明書、工事請負契約書(案)、工事請負現場説明書、金額を記載しない設計書、基本条件図書、特記仕様書、工事計画概要書)は下記サイトより競争参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、5(1)に示す担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)

<http://www.shutoko.co.jp/business/bid/>

③ 交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(5) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書を提出した後は、引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

(6) 最終技術提案書の提出期限及び場所

平成 27 年 5 月 8 日(金)午後 4 時までとする。5(1)に示す担当課まで持参すること。なお、持参に当たっては、事前に担当課までその旨連絡すること。

(7) 見積りの日時及び場所

① 日時及び場所

平成 27 年 7 月 2 日(木)午後 2 時(ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は信書便による見積書の受領期限は、平成 27 年 7 月 1 日(水)午後 4 時)、5(1)に示す担当課まで持参、郵送(書留郵便に限る。)又は信書便により提出すること。

② 見積りの日時は変更となる場合がある。また、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合、技術評価点が次に高い者を優先交渉権者として選定するとともに価格交渉の日時を5(1)に示す担当課から連絡する。以降、交渉が成立するまで次順位以降の者も同じ。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 競争参加希望者が3者に満たない場合等には、競争性を確保するため、当社の判断により手続を中止又は中断する場合がある。

(3) 契約保証金 納付

(4) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(5) 契約締結後の技術提案(契約後V E方式)

工事請負契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(6) 手続における交渉の有無 有

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)①、②及び③に掲げる競争参加資格の認定(再認定を含む。)を受けていない者も5(2)により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限の日までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。2(2)①、②及び③に掲げる競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成24年10月24日付け首都高速道路株式会社代表取締役社長公示)に定める提出先において、随時受け付ける。

(11) 詳細は「説明書」による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Sugawara, President of Metropolitan Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Design and Construction Works for Bridge and Retaining Wall Replacement Project on Route 1(Haneda Line) in the section of Higashi-shinagawa and Samezu
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00P.M. 23 February 2015
- (5) Time-limit for the submission of proposals : 4:00 P.M. 13 April 2015
- (6) Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, Finance Department, Metropolitan Expressway Company Limited, 1-4-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8930 Japan, TEL 03-3539-9319